

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の
認可申請に関する面談(4-16)

2. 日時

令和3年5月17日(月) 16時30分～16時50分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

核燃料施設審査部門

永井主任安全審査官、内海専門職、吉村技術参与
専門検査部門

早川上席原子力専門検査官

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 担当部長 他11名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ
ております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第4次設工認(6回目補正)コメント対応表
(R3/5/17)

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	それでは定刻になりましたので面談を開始したいと思います。本年断念はですね、例は2年8月27日付で申請がありましたPC燃料工業株式会社熊取事業所の
0:00:15	加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の工事の計画学校だより申請につきましては3年5月6日付の補正、それからDは3年5月17日付の補正及びこれまでの面談の指摘事項の回答資料等をもとに事実確認を行うものでございます。
0:00:34	それからまず事業者の方からですね配布資料にもちよつと配付資料をもちまして、何か補足説明こともございましたらよろしく申し上げます。
0:00:44	はい。
0:00:46	原子燃料工業の藤原でございます。前回の面談でいただいた部分をですね前回の面談資料に追加しております。それが6ページ以降にございまして、コメント自体はですねこうす6件ございまして、それを回答します。
0:01:06	そのうちの一部につきましては補正を等の今回の本日の補正に反映しております。その補正箇所あと水平展開箇所を示しております。そこはですね前回のコメントの部分になりますけど12-12と。
0:01:25	あと、13-2の部分ですね、こちらに示しております。
0:01:31	それとは別にいいですね補足資料として、この12-2と12-12ですか。白に補足資料としてつけてございまして、一番最後の12-12というのがですね。
0:01:47	本日補正でですね示したところござい補正のうちですね検査関係で示した四つの一覧を示しております。
0:02:00	内容につきましてはですね簡単にそのコメントのほうの回答に規制しておりますが、少し割愛させていただきます。ではよろしく申し上げます。
0:02:12	はい、ありがとうございます。それでは規制庁の方からよろしく申し上げます。はい。原子力規制庁ナガイでつつ、本日午前中に第7回補正ということで、補正申請を重視しました。その6110ページ。
0:02:31	のなるんですけれども、これは今回の補正では、全部のページが施設されますんで、部分ということで、当然晶出ですが、この1210ページの形成後の
0:02:49	オオイ溢水による損傷防止ですね、これについてですね、前回のコメントの13-2の関連で回答。
0:03:00	いただいて、補正に反映したものだっということを確認しましたので、その際ちよつと明確にコメントの中には、具体的に記載してはあつたわけではないんですけど、

0:03:16	追加のコメントとして1. 伝えさせていただけますので、これ溢水による損傷の防止で水密扉を使用する設計なんですが、その点についてですね使用するエア対等の扉、水密扉の水密性の
0:03:33	適合性の説明について、過日の [REDACTED]
0:03:41	その溢水防護区画の設計上定める最高の溢水水位で漏水しないこと、これは呼称されていることということですね、を具体的に説明してください。
0:03:55	で、これについては従来からもよく見られるんですけど、摂津工認申請において技術基準の適合性を説明する場合にはですね、まず求められる安全機能に応じて、
0:04:11	設計上定める荷重ととりあえずいつときますけど、これは地震荷重であったり、火災荷重であったり、溢水の場合だったら、溢水の水になるかと思ってに対して認可を受けようとする。
0:04:28	設備とか機器の構造強度が先進地の性能も含めてですけれども、それが上回ることを抽象的な記載でなく、具体的に記載してください。
0:04:44	結果として必要な設計裕度を持った設計であるということの説明をするようにしてください。
0:04:54	これについては後日面談で回答のほうをお願いします。今回の補正では、
0:05:01	だめ流の水密性の等級が具体的な回答、指定されてるんですけども、これらについてもスいわゆる溢水による損傷の防止ですので、
0:05:16	水密性について、事業者としてどういうふうな確認をするか、事業者検査主盤事業者検査ですね、するかとかも含めてよく確認をして、回答のほうに含めて連絡をしてください。
0:05:33	以上
0:05:35	私のほうから1点だけです。
0:05:38	何か目あたりましたね。
0:05:41	質問の方に流して、
0:05:45	原燃工新たにございます。今ご指摘いただいた件ですね今回の補正で記載させていただいてございますけれども、可能溢水のガイドですねにおきまして、水密扉で水をがその反対が流出していかないという評価をする場合の
0:06:05	前提条件ということで、そう扉の水密性と協働というところを確認した上で評価を行いなさいということでしたので本今回書かせていただいております。実際ですねこの実数の
0:06:21	水密試験というのはですね、あの扉の前後といいますか圧力差を生じさせた上で、まあ水を精密検査をする試験をするということで、こちら [REDACTED] ですがですが [REDACTED] という形でどう前面に圧力差を与えて

0:06:40	試験をすると、現状ですね我々の評価での溢水による水圧椅子による水圧ですがそう水圧があって、ベリ及ぼすのがですね従後PASCALぐらいだということで、換算値でいいますと ■■■■■ ぐらいまでは扉の水密性が維持できると。
0:07:00	ということで、溢水量評価よりですね、2.5 倍、2 に二倍から 3 倍ぐらい、尤度があるということで、そこで水がとまるという評価をしてございます。
0:07:14	あと強度に関しましては、
0:07:16	前正副深さがですね、評価にございますけれども ■■■■■ 程度ということで、■■■■■ ぐらいの扉もですね、実質 ■■■■■ ぐらいでその方をされるだけということで、枠にですねしっかり固定してそういう
0:07:35	絶対ということでレモンとかいうそういう
0:07:39	ものではここにしっかり固定している状態ですので、強度的にも全く問題ないということは確認してございます。以上でございます。はい、原子力規制庁の永井です。今ご説明のあったような水密性について、
0:07:54	申請書の補正の適用説明の 1110 ページは ■■■■■ ぐらい、これは料金が来常滑焼によって違うのかもしれないけどそれぞれ
0:08:08	それから、溢水の防護区画についても水位がそれぞれありますので、適用説明においては一つずつ説明する方法と、最も厳しいところ、最も懇扉の種類ごとに
0:08:23	一番高い水位で説明する方法いろいろあると思いますので、そこら辺はよく考えて簡潔に説明していただければと。
0:08:35	あとはですね、これもその際に従事していただきたいことは必要な定数を引用してるんですけども、もし既設の扉とかで、民間のじすとか使ってる場合ですね。
0:08:50	その辺もよく注意して、基本的には最新の事実で評価するんだけど、来に化であってもうすでにその認可を受けて水密性が保証されて、それが維持されているのであれば、その時の規格を
0:09:07	メールとかですねっていうのもあると、引用して説明するということもあるとは思いますが、よく実際に現場に行って使っている扉がどういう扉なのかっていうのは本当の
0:09:22	よく考えて、それからよく確認した上で、
0:09:26	いろいろ説明をするようにしてください。
0:09:30	以上です。
0:09:32	原子力工業新たにでございます。承知いたしました。
0:09:39	はい、ありがとうございます。それではほか規制庁ございますでしょうか。
0:09:43	規制庁の吉村です。エレベーターの

0:09:49	今日いただいたですね。
0:09:51	ですよ。
0:09:55	コメントへの対応生協の
0:10:00	回答番号気象更問になりますが一つだけ、
0:10:08	確認させていただきます。それと番号で言いますと、13-4、
0:10:16	4ですね、その場合の二つ目と12-13地点でありますか。
0:10:22	これもちょっと何度か。
0:10:24	確認させていただいて、
0:10:28	ちょっとちょっとちょっと適切な回答いただけないので、ただ採算サトウさせて いただきますが、
0:10:33	当端的にちょっと今回申しますと、一般で今回、通常通常はわからないという か、詳細の組めるようなアンカボルトについて、
0:10:47	いわゆる基準強度設計上の基準強度を非常に一般的な罪状が材料の基準強 度を使って、
0:10:58	説明されてます。
0:11:00	ここで当然必要なのは、
0:11:05	最大限ですね、それに対応する号炉とも材料は今回ボーリング等々材料で申 請されることですか。
0:11:16	我々としてもその他材料が担保されてるのかどうかというのは最低限その 数値と判断しなきゃいけないので、どういう材料を今回申請しようとしているか ということそれから今回は設定された基準強度、
0:11:32	これはいわゆるボルトと今口座Eの基準、一般的な鋼材の基準強度ですが、
0:11:40	この数値を設定しておけば、
0:11:44	ブル等に適用したのこれで6台でこれを使っても保守的であるという説明を
0:11:52	していただきたいということなんです。この点について、はたびたびですが回答 を書面でいただきたいと思います。
0:12:02	この今回いただいた街道娘例えば
0:12:07	言っているのか、ステンレスに関しての
0:12:14	考え方、これ、これについては
0:12:17	こういう書き方こういう説明の仕方はある程度わかりますので。こういった観点 で今回申請されようとしているボルト
0:12:27	それに対する使った代表的な鋼材の基準強度は保守的なんですということを 説明していただければと思いますし、以上です。
0:12:39	確認あればお願いします。

0:12:42	原燃工でございます。ちょっとたびたび趣旨を取り違えた回答でお手間かかまして申し訳ございません。今回若干補足だけさせていただきますと、支出の方ですね、別表 1 のほうに材料という記載をしております、そちらの方にいろいろ記載しておりますけれども、
0:13:01	ステンレスとそうでないもの、具体的なちょっと申しませんが、一応書き分けて書いておまして、アンカーボルト、今回の場合アンカーボルトとか、着目されておりますけれども、そこについては、指定熱交という書き方しておりませんのでステンレスを扱っていないということで、材料としては、そういう。
0:13:19	ディスコ以外のもので保守的な値として、ここに書いてあるような材料のものを使っているということでございます。ちょっと回答の方がその趣旨とずれておりますので、その趣旨を踏まえた形で回答のほうを見直しをさせていただきます。以上です。
0:13:35	よろしくお願いします。
0:13:39	はい、ありがとうございます。他建屋内です。
0:13:43	規制庁早川ですけれども、今日の補正の中でちょっと確認ですけれども、641 ページで、
0:13:53	第 5 号第 5 廃棄物貯蔵棟で経営運用材料検査を検査後で追加していただきました。検査の高校で一応追加していただいた内容が
0:14:08	工事のフローに書かれて、
0:14:12	と思われるので、工事フローの変更は必要ないのかどうかそこをちょっと確認していただけますか。
0:14:21	以上です。
0:14:23	はい。
0:14:26	原子燃料工業の井上でございます。工事flow-5 のところで、検査、
0:14:34	課長補佐すみません、検査のこのところで、検査をしますので、50 炉のほうは変更は必要ないというふうに聞いてございます。以上でございます。続いて早川です。検査で何をやるかって工事フロー上は書かれてないんですけど。
0:14:54	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
0:15:05	。
0:15:07	はい。
0:15:07	はい。
0:15:40	。
0:15:49	原子力いろいろございます。
0:15:52	検査の 5A 工事後の竣工のところの件数でございますか、検査後の外観配置ということで書いてございます。材料ということは、そうですね。

0:16:08	はい。
0:16:10	会館の中でということで考えておりましたが、ちょっと
0:16:14	間違っています。以上でございます。
0:16:19	とする。
0:16:25	今回材料が入ってないということでどうされます。
0:16:35	原子燃料工業でございますので少々お待ちいただけますでしょうか。
0:16:52	はい。
0:17:01	はい。
0:17:02	全部。
0:17:03	検査をしているような効果ある原子燃料工業の井上でございます。材料は成品Aケーブルの外観でわかりますので、それで外観の中で見るということで考えてございます。以上でございます。
0:17:24	はい。
0:17:26	よろしいでしょうか。
0:17:27	一つの意見とか、
0:17:31	規制庁早川ですけれども、わかりました。とりあえず現状のままでいくというような話で使用前事業者検査の中で必ず区別して対応していただければと思います。
0:17:48	以上です。
0:17:52	原子力ありがとうございます。承知しました。ありがとうございます。以上でございます。
0:17:58	原子力規制庁ナガイです。今の点は明確になっていないので、後日書面で回答するようにしてください。事業者検査の方にもきちんと反映するように、
0:18:14	してください。
0:18:15	以上です。
0:18:19	てますように、多分、
0:18:24	規制庁すいません規制庁の吉村です。
0:18:28	先ほどちょっと御ゴトウに関する関係観点でちょっと回答にちょっと
0:18:34	付け加えていただきたいのは、もう1回ちょっと至りまして、
0:18:41	今回の代表的な材料の基準強度を個々のいわゆるボルトだいいですね、適用しますが、この実際基準強度を見るといたつうによってですね、1種類、
0:18:58	設定があって、
0:19:00	今回二つの種類のうちの大きいほうの数値で、
0:19:07	代表されてますが、これは政策上の問題とかいろいろあるんですけど。
0:19:16	この数値を ■■■■■ です。どちらでマイナスで辞めた後の水位側で、

0:19:24	設定した
0:19:28	根拠も含めてちょっと解答回答をちょっと入れていただければと思います。
0:19:35	原燃工のほうでございます承知いたしました。板厚についての記載を追記させていただきます。
0:19:46	はい、ありがとうございました。ほか規制庁からありますでしょうか。
0:19:53	だから、
0:19:55	どうぞ。
0:20:00	こちら規制途絶こちらからの指摘は以上になりますけども原燃工さんなりがありますでしょうか。
0:20:09	原燃工値でございます。先ほどの水密の試験等ですね実質の番号がちょっとオープンな形でということになったんですけど、一応マスキングしようと思ってございますので、よろしく願いいたします。わかりました了解です。
0:20:25	それでは特に何も無いようでしたらこれで面談を終了したいと思います。ありがとうございました。
0:20:34	どうもありがとうございます。